

二〇一二年一一月

平城宮發掘調査出土木簡概報
(四)



城 39-29



44



47



45
赤外



45



46
赤外



46



48
赤外



48



55
赤外



55



56



57



54



61 赤外



61



62



60



58



52



53



51



50



49
(3 : 4)



75



74



59



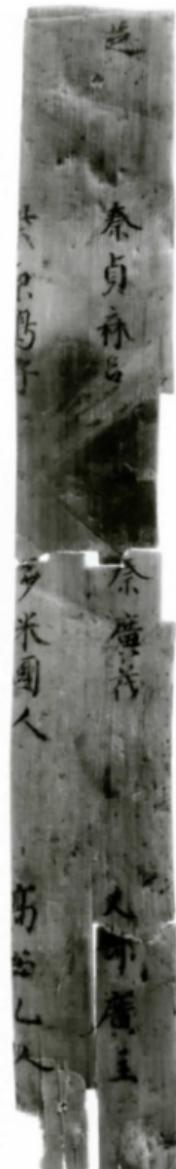
同右表
赤外



城 39-39



城 39-14



城 39-41

この概報には、『平城宮発掘調査出土木簡概報（三十九）』（二〇〇九年一月刊）・『同（四十）』（二〇一〇年一月刊）で報告した、平城宮跡東方官衙の大土坑SK一九一八九出土の木簡の統報を中心に収録する。

一、木簡の出土地点と状況

第四二九・四四〇次調査（6AAF区）

（二〇〇八年一月～四月、二〇〇八年一二月～二〇〇九年二月）
平城宮第二次大極殿院・東区朝堂院・朝集殿院の東側には、南北に大きく四区画の官衙ブロックが連なり、東方官衙と呼んでいる。当研究所では、二〇〇六年度よりこの各官衙ブロックの概要を把握するための発掘調査を、六m幅の東西・南北両方向のトレンチを設ける方法で実施している。第四二九次調査は北から一番目のブロックを対象とするもので、調査面積は、計一三一四m²である。

調査区東側では、密度の高い掘立柱建物群を検出したが、トレンチ調査であるため、全体的な配置や遺構変遷を確定するには至っていない。その中で、調査区南部の官衙ブロック南辺に近い部分で、大規模な廃棄土坑SK一九一八九の東端部分を検出し、多量の削屑を含む木屑層の存在を確認したため、遺構の全容を把握した上で、遺物の取り上げを図るべく実施したのが第四四〇次調査である。調査面積は、一部第四二九次調査と重複させた計二五五m²である。

土坑SK一九一八九

東西約一一m南北約七mの土坑で、深さは約

一m、壁は比較的直に立ち上がる。東方向へ二回の拡張を経て前述の規模になつたとみられる。削屑を主体とする木簡が出土したレンズ状に堆積する木屑層は分厚いところでは厚さ五〇cmにも達する。土坑上部の輪郭部分には炭屑層が廻つており、これは木屑層が次第に炭層に遷移し、土坑の壁面に沿つて立ち上がる様相を呈する。こうした堆積状況から考えて、土坑SK一九一八九は、単なる廃棄土坑ではなく、平城宮では初めての焼却土坑の可能性が高い。炭を主体とする層は、木屑の投棄後に火を点けて燃やした痕跡であろう。

こうした木屑の堆積は、逆の見方をすれば、中央部に向かって回んだ状況を呈しているともいえる。この凹み部分の土層は三層に分けられ、下から粘性の強いシルト細砂の混合層（a）、礫と粗砂の混合層（b）、粗砂層（c）の順に堆積している。このうちa層には自然木の堆積も見られ、木簡を含む木質遺物も少量出土しているが、b層は土器片や瓦片が多く、木質遺物はごく少ない。a・b層は土坑内に回みに形成された堆積層で、出土遺物は段階的に投棄されたものとみられる。これに対し、c層は非常に縮まりのある土層で土坑上面全体に広がり、この付近を再度建物空間として用いる際の整地層の可能性がある。c層からもごく僅かだが木簡が出土している（『平城宮発掘調査出土木簡概報（三十九）』、7など）。今後a・b層を上層、c層を最上層と呼び、木屑層と区別することとする。

土坑SK一九一八九の周辺は、一時期ゴミ処理の場として機能していたとみられ、SK一九一八九の西にも同様の焼却土坑が点在する（但し、いずれも調査区内では完結しないため、掘り下げは行わ

4

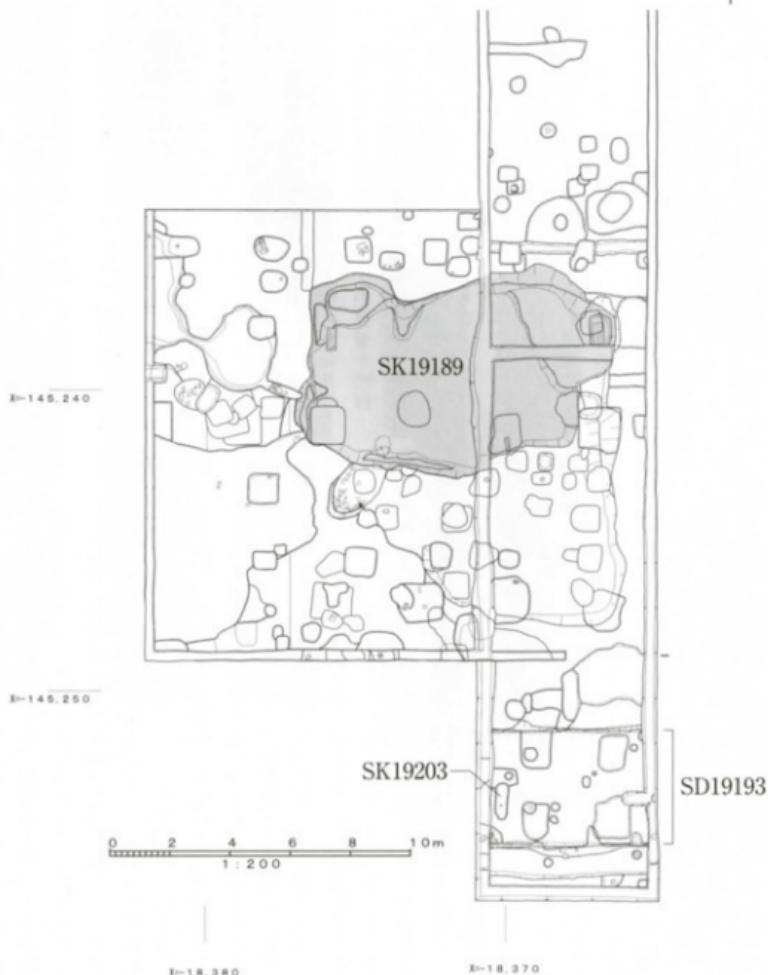


図1 第429・440次調査遺構平面図 1:200

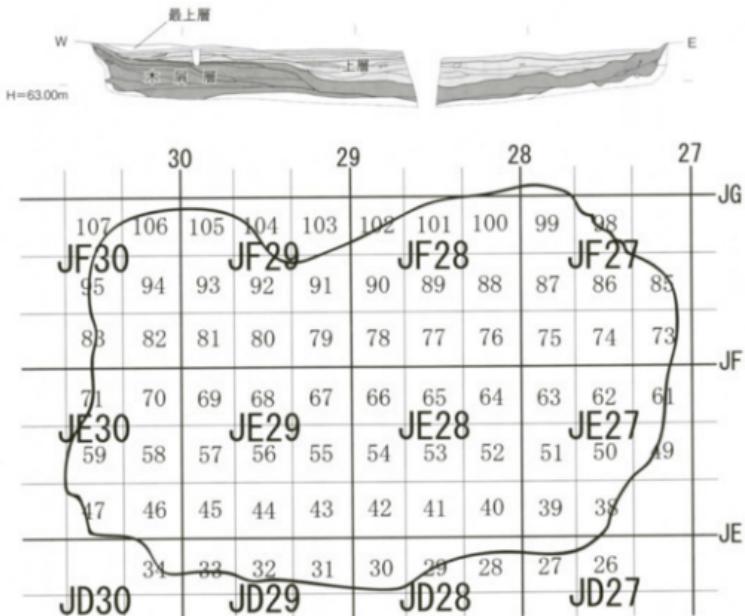


図2 土坑SK19189断面図(JFライン東西畦 北面反転)(上)と地区割図(下)

ず、遺物の取り上げは将来の全面調査に委ねることとした)。
SK一九一八九の木簡層からは木簡をはじめ、檜扇、杓子、サイコロなどのさまざまな木製品、平城宮IVを中心とする時期の土器、瓦、種子など、多種多様の遺物が出土した。また、削屑も大量に含まれているため、埋土は全て土ごと持ち帰り、整理室で遺物の洗い出しを進めている。埋土は遺物整理用コンテナで約二八〇〇箱にも及ぶ。このうち、第四二次調査ではコンテナ約一五〇箱を持ち帰り、出土点数は二四一五七点（うち削屑二三四三七点）で、その概要是削屑を含めて、既に報告した。

本概報では、第四四〇次調査で持ち帰ったSK一九一八九の埋土の洗浄によって確認した木簡の一部を収録する。削屑は整理の済んだもののうち特に代表的なものに限ったことをお断りしておく。今後、整理のついた木簡を報告していく予定であるが、洗い出しの作業だけでさらに数年はかかる見込みである。洗い出しは地区ごとのまとまりを考慮して進めてはいるものの、整理の進行状況は順不同であり、各地区出土状況、ひいては遺構全体の木簡の全貌解明にはさらに数年を要するとみられる。

また、洗い出しで確認する木簡の大半は削屑で、削屑以外のものも細かな断片に分かれているものが多い。このため将来接続が判明して訛説の変更を余儀なくされるような場合が生じる可能性が多くある点もご諒解いただきたい。

その他の発掘調査や遺構の詳細については、「奈良文化財研究所紀要二〇〇九」・「同二〇一〇」を参照されたい。

二、凡例

(一) 本簡は、内容により、文書、付札、その他の順に排列するのを原則とし、便宜的に通し番号を付した。

(二) 積文の漢字は、概ね現行常用字体に改めたが、「龍」「廣」

「實」「證」「鷗」などについては右の字体を使用した。

(三) 積文に加えた符号は次の通りである。

木簡の表裏に文字がある場合、その区別を示す。

木簡の上端もしくは下端に、孔が穿たれていることを示す。

同一木簡と推定されるが直接接続せず、中間の一文字以上が不明なことを示す。

木目と直交する方向の刻線が施されていることを示す。

欠損文字のうち字数の確認できるもの。

欠損文字のうち字数が数えられないもの。

記載内容から、上または下に一字以上の文字を推定できるもの。但し、削屑については煩雑になるので、この記号は省略した。

抹消により判読が困難なもの。

文字の上に重書きして原字を訂正している場合、訂正箇所の左傍に・を付し、原字を上の要領で右傍に示す。

〔×〕 文字の上に重書きして原字を訂正している場合、訂正箇所の左傍に・を付し、原字を上の要領で右傍に示す。

「」 所の左傍に・を付し、原字を上の要領で右傍に示す。
「」 異筆、追筆。

「」 校訂に関する註のうち、本文に置き換わるべき文字を含むもの。

「」 校訂に関する註のうち、本文に置き換わるべき文字を含むもの。

「」 右以外の校訂註、及び説明註。

「」 編者が加えた註で、疑問が残るもの。

「」 文字に疑問はないが、意味が通じ難いもの。

(四) 積文下の中段のアラビア数字は、木簡の長さ・幅・厚さを示す(単位はmm)。欠損・二次的整形の場合、現存部分の法量を括弧付きで示した。なお、長さ・幅は木簡の文字の方向による。削屑については、法量の表記を省略した。

(五) 積文下の中段に、現在の遺存の形態を示す型式番号を記した。型式番号は次の通りで、四桁の数字を用いているが、本概報では時代を示す千の位を省き、下三桁で表した。なお、端とは、木簡を木目方向に置いた時の上下両端をいう。

6011型式 長方形の材のもの。
6015型式 長方形の材の側面に孔を穿つたもの。
6019型式 一端が方頭で、他端は折損・腐蝕などによつて、原形の失われたもの。原形は6011・6015・6032・6041・6051型式のいずれかと推定される。

6022型式 小型矩形の材の一端を主頭にしたもの。

6031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みを入れたもの。

方頭・圭頭など種々の作り方がある。

6032型式 長方形の材の一端の左右に切り込みを入れたもの。

6033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みを入れ、他端を尖らせたもの。

6039型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによつて原形の失われたもの。原形は6031・6032・6033・6043型式のいずれかと推定される。

6041型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作つたもの。

6043型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状にし左右に切り込みを入れたもの。

6049型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによつて原形の失われたもの。原形は6041・6043型式のいずれかと推定される。

6051型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

6059型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによつて原形の失われたもの。原形は6033・

6051型式のいずれかと推定される。

6061型式 用途の明瞭な木製品に墨書きのあるもの。（）内に製品名を註記した。

6065型式 用途未詳の木製品に墨書きのあるもの。

6081型式 折損・割截・腐蝕その他によつて、原形の判明しないもの。

6091型式 削屑。

括弧内の番号は、二次的整形の場合に推定できる原形の型式番号を表す。

(六) 稹文下の下段に出土地点を示す小地区名（アルファベット・数字）と層位を記した（但し、木簡のほとんどは木屑層の遺物であるため、「木屑層」の註記は省略した）。Zは地区不明を示す。複数の地区から出土した断片が接続した場合は、地区名を+で併記した。

なお、第四四〇次調査では、土坑SK一九一八九について、木屑層に限り一m間隔のグリッドで遺物を取り上げたため、小地区名の次に「-」で一mグリッド名を併記した（図2参照）。

(七) 稹文の出土地点の下に付した「*」印は、口絵写真に写真を掲げた木簡を示す。例えば、「*2」は「図版二」に対応する。

本書の作成は、都城発掘調査部史料研究室が行つた。木簡の稹読には、渡辺晃宏・馬場基・山本祥隆があたり、井上幸が補助した。編集に際しては、安居院京子・有田洋子・北野智子・北村有貴江・小池綾子・杉本敬子・田中美香・寺尾淳子・南島真理子・吉岡直人各氏の協力を得た。写真是企画調整部写真室の中村一郎の撮影による。本書の編集は渡辺が担当した。

三、积文

5・西宮宇

□ □ (重書アリ) (45)・(24)・3 019 JF28—76

第四四〇次調査

SK一九一八九 (6AAF区)

1・□□□波飽進上□

〔者カ〕

□□□□年料進上 (192)・31・1 019 JE29—55 *1

(裏面下端ニ文字デハナイ墨付キアヨ)

6・十一人 一人少将曹司 一人佐伯將監曹司
□ □ □ □ (天地類) (214)・(13)・4 081 JF28—88

7・一人葱□彌使 一人□使
〔山カ〕

□ □ □ □ (158)・(9)・5 081 JF28—78

8・四日不直 □
(95)・(11)・4 081 JF28—90

9・一番□充 一番□
(135)・(3)・4 081 JF27—87 *1

・一番十九日持□

2・□□客人在□□□宜 (193)・(6)・9 081 JF27—87 *1
〔依カ〕 [諸如件カ]

〔納カ〕

□言侍従信濃守「菅生」王

3 (135)・(3)・4 081 JF27—87 *1

10・□子 辰巳午

・不不 夕夕夕

□ (71)・(9)・3 081 JF27—75

4・□□正六位上勳十一等佐伯宿祢□甘

□

〔嶋カ〕

□

〔将曹カ〕

(178)・(11)・6 081 JE28—54 *1

□

□

| | | | | | | | | | |
|----|---------|------------------|-------|---------|----|-------------|------------------|-----|---------|
| 11 | 日 | 一升 | 子丑寅一升 | □ | 17 | 外正五位下 | (65) · (16) · 1 | 081 | JE29—55 |
| 12 | 七升 | | | | 18 | 外從五位下行□□□□連 | (90) · (7) · 4 | 081 | JF29—79 |
| 13 | □□□甘 | 秦人成 | 物部人 | | 19 | 正六位上□ | (269) · (18) · 6 | 081 | JF29—93 |
| 14 | □田主 | 金刺廣名 | □□□□ | □ | 20 | 正八位下尾張 | (69) · 34 · 2 | 081 | JE28—65 |
| 15 | □□□山背長人 | 綬人足 | □ | | 21 | 大初位上 | (120) · (15) · 3 | 081 | JF29—92 |
| 16 | □廣山 | 多紀福守 | □ | | 22 | 少初 | (46) · (13) · 5 | 081 | JE28—65 |
| | □□飯反□□ | (116) · (23) · 4 | 019 | JF27—75 | 23 | 阿刀廣足 | (81) · 22 · 5 | 081 | JE29—55 |
| 16 | □大屬徒 | (53) · (13) · 3 | 081 | JF29—92 | 24 | 穴太部 | (64) · (19) · 3 | 081 | JF29—79 |

| | | | | | |
|----|--------------------|-------------------------------|----|-------|-----------------------------|
| 25 | 穴太□ | (116) · (13) · 5 081 JF28—88 | 32 | 中臣当 | (86) · (14) · 2 081 JF29—79 |
| 26 | 〔糸カ〕 □井国足 | (49) · (13) · 1 081 JE28—54 | 33 | 大部茂人 | (95) · 22 · 2 081 JF28—88 |
| 27 | 宇治越方 | (16+71) · (6) · 4 081 JF29—80 | 34 | 丈部豊 | (46) · (13) · 2 081 JF28—78 |
| 28 | 大伴□□ | (88) · (8) · 2 081 JF28—78 | 35 | □部人根 | (56) · (5) · 5 081 JF27—75 |
| 29 | ・掃守宿祢廣麻 ・掃守宿祢廣□ | (121) · 26 · 13 081 JF28—76 | 36 | 葛井連根□ | (66) · (18) · 2 081 JE29—55 |
| 30 | 桑原国吉 | (111) · (20) · 1 081 JF27—75 | 37 | 山口安麻呂 | (151) · (6) · 4 081 JF27—87 |
| 31 | ・田辺家□□□ | (158) · (8) · 3 081 JE28—65 | 38 | 若宮老子 | (111) · 24 · 3 081 JF28—90 |
| 39 | 〔竹カ〕 □□守公主 | (80) · (6) · 2 081 JF27—75 | | | |

46 • o 「一千文神護景雲」□年□月

・ o 貰□

□

(78) • (9) • 7 081 JF29—80

40 • □□□□

・ 牛廿

41 □□大藏□

(41) • (9) • 1 081 JF29—79

47 • o 「一千文宝龜元年十月

・ o 貰仕丁佐伯馬廿

100-18-4 011 JF29—79 *2

42 □□千繩

(76) • (19) • 2 081 JF29—79

48 o 貰仕丁佐伯馬廿
(現状デハ反対面ニハ墨痕ナシ)

100-11-2 011 JE28—42 *2

44 o 「一千文神護景雲四年九月

49 春宮

56-14-3 031 JF28—78 *4

・ o 貰仕丁佐伯馬養

92-16-3 011 JF27—75 *2

50 內臣

76-25-5 031 JE28—54 *4

45 o 「一千文神護景雲四年九月

51 五位已上

81-21-4 031 JF28—90 *4

・ o 貰「民領力」

o 貰「八廣」

109-13-5 011 JF28—90 *2

52 番長□米

131-21-3 031 JF28—90 *4

| | | | | | | | | | | | |
|----|--|--------------|-----|----------|----|----|----------------|-------------|-----|---------|----|
| 53 | 佐伯□ | (92)・17・4 | 039 | JE28上匁 | *4 | 60 | 上堅魚五連五節 | (155)・20・5 | 011 | JE27上匁 | *4 |
| 54 | 坂合 萬苴 | (83)・15・3 | 019 | JE28—42 | *3 | 61 | 龜堅魚 盛三連 | 131・26・3 | 032 | JF27—87 | *4 |
| 55 | 菟 東 | 213・18・3 | 051 | JE28—54 | *3 | 62 | 龜堅魚 盛二連 | (129)・26・2 | 032 | JF28—90 | *4 |
| 56 | 薊 東 | (156)・12・3 | 019 | JE28—54 | *3 | 63 | 衛府□□ | (74)・(20)・2 | 081 | JE29—55 | |
| 57 | 可備入坂合卅五□ | (111)・(15)・2 | 081 | JF28—78 | *3 | 64 | ・ □月六日□□□ | | | | |
| 58 | □ 国司掾正七位上阿倍朝臣橋麻呂 郡司少領外正八位上大部直稻敷 (右辺ノ切り込ニハ表面ノメ) | (165)・22・4 | 039 | JF27—74 | *4 | 65 | ・ 大尉□ ・ □ □ | (45)・(10)・2 | 081 | JE28—54 | |
| 59 | 遠敷郡野郷 委部掠人御 神護景雲三年九月 | 192・35・4 | 033 | JF28—100 | *5 | | | (57)・(7)・2 | 081 | JE28—54 | |
| 66 | 一人府生 | | | | | | | | | | |

〔曹カ〕

67 □佐伯將□

□春宮坊近□
〔領カ〕

□池野□

□

(他ニモ重書多數アリ)

(118) · (46) · 2 081 JF29—79

74 「鵠 鵠 丁 横井稻吉 領徒□位下宇治部連五百里
薦事 合捌團 丁櫻井稻吉 領徒□位下宇治部連五百里」

天平勝宝元年□月□□□□□□□

(40) · 15 · 2 039 JF29—79

(204) · (18) · 2 081 JF28—90 *5

68 十一日

□□九十七人

(63) · (3) · 2 081 JE28—54

75 「丈部貞万呂丈丈部貞万呂□」
右 右 右 (重書)

70 二尺一寸

(47) · 13 · 3 081 JE28—54

・ 日下部日下部
戸主 □ □ 鉄足□

(392) · 35 · 3 019 JE28—1層 *5

71 □謹謹謹謹謹謹啓啓□

□

(178) · (18) · 2 081 JE29—55

76 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

(ヤズレモ「夸」ヲ偏ニモツ文字)

〔有有カ〕

72 蔴□……□ 蔴 近衛

(64+129) · 31 · 2 019 JE29—55

□

□

□□□□

(238) · (7) · 1 081 JF29—80

〔評カ〕

73 □□歌□評□奥□歌□

(283) · (33) · 4 081 JF28—77

□

77 文文文文文文文文文文文文 (右側面)

文文文文文文文文文文文文

(表面)

楣楣楣楣楣口楣□□□ (左側面)

□□□ (裏面)

133・29・24 065 JF28—90

84 稠□□□部服部

□ □ 稠稠 (物差シテノ目盛アリ)

(112)・(13)・2 081 JF28—76

(表裏両面トモ他ニモ重書アリ)

114・24・7 061 JE29上層

78 □□□□□

□□恋恋□

79 □鹿鹿鹿有

□道首首首

(70)・(17)・2 081 JF28—77

85 壳買

□ □

105・64・14 011 JF28上層

(表裏両面トモ他ニモ重書アリ)

80 □為為為為□

道道道□

(89)・(16)・1 081 JF28—77

86 □付□□□枚疊疊

□□□□□

(22)・(176)・1 081 JF27—75

81 □道道道道

(57)・(13)・1 081 JF28—77

82 位位位

従従 (重書アリ)

(96)・(40)・7 061 081 JF28—78

83 倚□穴寄□□

256・46・11 011 JE27上層

〔藏力〕

87 府奏……合宿侍外衛已上百三人

091 JE28—54

95 動十二等大伴柴田臣大野武□
□□陸奥公大浪

091 JF28—88

88 請黃端暨□

091 JF28—90

96 □連

89 □□□ 西門

091 JF29—92

95 飯虫
垂水公鮒万呂

091 JF28—88

90 □海藻使

091 JF28—90

97 井兵守三人□

091 JF28—76

91 □波内親王□

091 JF27—75

98 □兵守二人□

091 JF28—88

92 □□大輔内匠頭

091 JF29—92

99 □花寺兵□

091 JF29—92

93 □督藤原朝臣

091 JF29—92

100 秦難波麻

091 JF29—92

94 (位カ)
□下勲六等陸奥

091 JF29—92

101 繼麻呂

091 JF28—78

【叢文補訂】（城は『平城宮発掘調査出土木簡概報』を示す。）

城三九—14（接続判明）

- ・西宮 山辺奥人 猪五月 伊賀人麻呂 大部淨人
- ・大部赤麻呂 国真国 吉師豊成 酒部三方

栗田人主

十一月廿一日

253・23・5 011 JF28—76+JF28—89 *6

城三九—29（接続判明）

- 〔五カ〕
□□□□位下葛井連根主

(147)・(9)・2 081 JE29—67+JF28—76 *1

城三九—39（接続判明）

- 〔廣維力〕
□□宇治息嶋 若麻統犬甘 □

東宮 □□廣浜 □正月□

□□□□召印 □葱□□

224・(25)・2 081 JF28—78 *6

城三九—41（接続判明）

- 〔足〕
秦貞麻呂 秦廣茂 大部廣主
□原嶋守 多米国人 高安乙人
〔柴カ〕
(291)・(40)・2 081 JE28—66+JE28—54 *6

城三九—94（接続判明）

- ・斎防春宮防西□西

・□部□□□道□□□廬廬□
(模様)

(172)・36・2 019 JF28—78

城一九—二一頁上 (178)

・益頭郡高楊郷中家里他田部目甲堅魚

・五烈八節 神龜元年十月 219・18・4 011 EK28

城一九—二一頁上 (179)

- ・駿河国益頭郡高□□
〔楊郷カ〕

(103)・25・5 039 JM27

城一九一一二頁上 (184)

駿河國駿河郡子松郷津守部宮麻呂役荒堅魚拾老斤拾兩

天平寶字二年□当 国司目從六位下息長丹真人大國

郡司少領正六位下金刺舍人足人

城一九一一七頁下 (309)

○一千文

○貫民領惠我馬養

84・21・4 011 JD27

城一九一一九頁下 (336)

〔合力〕

〔布由己力〕

□請請解謹解謹解申事解解奈尔浪都尔

535・(38)・4 081 J027

城一一一八頁上 (32) (接続判明)

今急召舍人 田中朝臣人上 「小治田御立

多比真人□口

「竹田臣□養

右四人 和銅七年九月廿五日符小野臣□口

馬

259・33・5 011 TH11

城一一一三四頁下 (387) (接続判明)

197・22・3 033 TF11

丹生郡鴨里米一石

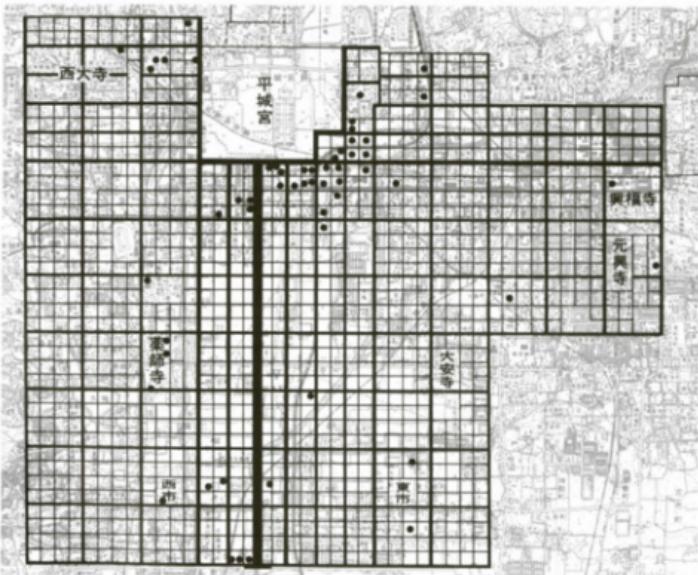
『平城宮木簡七』一一六八 (保存処理後の再転読)
〔刀カ〕

・伊勢国安農郡阿□里阿斗部身

・和銅三年正月

200・24・4 051 EC55 11111七次

| 行 | 大正年 | 訂正年 | 年 | 文 |
|-------|---------|-------|----------------------|--------------------------------------|
| 80711 | 2 | 4 | S.D.二七一 | S.D.二七一・S.S.八四一 |
| 80712 | 4 | 5 | S.K.二・S.O. | S.K.二・S.O.・S.E.一四〇 |
| 19 | 14 - 15 | 6 | 多比真人西面地御照よび 多比真人○ | 多比真人西面地御照よび 多比真人○ |
| 114 | 8 | 9 | 九子大田田 | 九子大田田 |
| 114 | 11393 | 11395 | 新文置 法量 | (647) × (31) × 8 (668) × (68) × 4 |
| 115 | 11395 | 11396 | 法量 | 647 × 31 × 8 |
| 145 | 11512 | 11513 | 奉手 | 二一 |
| 145 | 11513 | 11514 | 奉手 | 二一 |
| 146 | 11522 | 11523 | 奉手 | 二一 + 不明 |
| 156 | 11561 | 11562 | 奉手 | 二一 |
| 161 | 11588 | 11589 | 奉手 | 二一 |
| 161 | 11589 | 11590 | 奉手 | 二一 |
| 191 | 11796 | 11797 | 奉手 | 二一 |
| 218 | 11871 | 11872 | 法量 | (117) × (30) × 1 |
| 220 | 11891 | 11892 | 法量 | (123) × (22) × 3 |
| 221 | 11894 | 11895 | 新文置 法量 | 伊予 PCB |
| 221 | 11894 | 11896 | 法量 | 60 × 23 × 3 |
| 231 | 11901 | 11902 | 法量 | 230 × 20 × 4 |
| 239 | 11946 | 11947 | 中之地区 | 3234, K233 |
| 262 | 12024 | 12025 | 中之地区 | BC34 |
| 264 | 12054 | 12055 | 中之地区 | PC34 |
| 264 | 12065 | 12066 | 中之地区 | PC39 |
| 270 | 12096 | 12097 | 中之地区 | PC39 |
| 278 | 12116 | 12117 | 法量 | (31) × (10) × 1 |
| 280 | 12120 | 12121 | 法量 | (12) × (12) × 2 |
| 287 | 12174 | 12175 | 法量 | 60 × 23 × 3 |
| 288 | 12178 | 12179 | 中之地区 | PCB |
| 298 | 12198 | 12199 | 法量 | (29) × (10) × 1 |
| 298 | 12199 | 12200 | 法量 | (29) × (10) × 1 |
| 301 | 12244 | 12245 | 中之地区 | PC09 |
| 306 | 12264 | 12265 | 法量 | (61) × (68) × 23 |
| 322 | 12306 | 12307 | 中之地区 | PC29 |
| 322 | 12308 | 12309 | 中之地区 | PC29 |
| 345 | 尾出上 | 尾出上 | 大地区 | 6 A B F |
| 347 | 尾出上 | 尾出上 | 大地区 | 6 A B E |
| 352 | 12545 | 12546 | 中之地区 | M51 |
| 362 | 12560 | 12561 | 大地区 | 6 A B H |
| 363 | 尾出上 | 尾出上 | 大地区 | 6 A B H |
| 366 | 12580 | 12581 | 新文置 | PC正行葉 |
| 375 | 12616 | 12617 | 法量 | 11.5 × 10 × 1 |
| 378 | 12619 | 12620 | 法量 | 11.5 × 34 × 3 |
| 401 | 12701 | 12702 | 法量 | (29) × (29) × 1 |
| 403 | 12713 | 12714 | 中之地区 | PC27 |
| 407 | 12717 | 12718 | 法量 | (137) × (16) × 4 |
| 411 | 12729 | 12730 | 法量 | 170 × 30 × 3 |
| 411 | 12730 | 12743 | 中之地区 | DM27 |
| 412 | 12743 | 12744 | 中之地区 | DM27 |
| 419 | 12746 | 12747 | 法量 | (137) × (16) × 3 |
| 420 | 12772 | 12773 | 法量 | (127) × (32) × 20 |
| 424 | 12797 | 12798 | 法量 | (257) × 27 × 2 |
| 434 | 12914 | 12915 | 法量 | 193 × 27 × 1 |
| 451 | 12990 | 12991 | 新文置 | PC正行葉 |
| 452 | 12990 | 12991 | 法量 | □ [主文] □ |
| 452 | 12991 | 12992 | 法量 | □ [主文] □ |
| 454 | 12999 | 12999 | 法量 | (191) × (100) × 2 |



平城宮跡(上)・平城京跡(下)本簡出土地点図

(● 木簡出土地 ▼ 木号掲載木簡出土地)

二〇一二年一月二五日印刷

二〇一二年一月三〇日発行

平城宮発掘調査出土木簡概報（四十二）

編集・発行 独立行政法人国立文化財機構

奈良文化財研究所

〒六三〇一八五七七
奈良市一条町二一九一

TEL ○七四一一三〇一六八三七
FAX ○七四一一三〇一六八三七